

# いじめ防止基本方針

東広島市立小谷小学校

## 1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。」との認識に立ち、児童一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、いじめの未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期発見・早期解決に取り組むことが重要である。

この基本方針は、広島県いじめ防止基本方針（平成 26 年 3 月策定、令和 8 年 3 月改定）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第 2 条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

## 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、いじめ防止の取組を推進する。

### (1) いじめの未然防止

児童の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進し、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え、自らの行動を決断し、実行する力を育むことや相互扶助的で、心のふれ合い基盤とした人間関係づくりに取り組む。また、児童一人一人にとっての「居場所」となる「学校、学級づくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支えていく。

## (2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童がいじめをはじめとする学校生活の課題について考え話し合う活動や、自他の生命の尊さを深く考えることができる活動を実施したり、互いの個性を認め、相手への尊敬と幸せを願う人間関係づくりに取り組んだりするなど、児童の主体的な活動を支援していく。

## (3) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、児童の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」のサインといった、「いつもの違い・変化」に気付くことなど、日々、児童と向き合い、見守っている教職員にしかできない働きかけが必要である。そのため柔軟な想像力と敏感な感受性をもって日常的な教育活動を行い、児童理解を踏まえた向き合いを通して、信頼関係をつくっていく。

## (4) いじめ見逃しゼロ

児童の普段と違う様子や人間関係の変化など、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを把握していく。また、定期的なアンケートの実施や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童が相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

## (5) いじめへの早期対応・組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、対象児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導することや、学校設置者などに報告するなど、「いじめ防止委員会」を中心に情報を共有し、全教職員が対象児童を守り切るという立場に立ち、組織的に対応する。

全教職員が児童との信頼関係を構築し、生徒指導を推進していくこと、児童の小さな変化や相談に対して特定の教職員が抱え込んだり対応不要であると個人で判断したりせず、窓口の教職員に伝えること、窓口の教職員は、情報を管理職に報告し、「いじめ防止委員会」につなぐこと、認知したいじめに対しその解消に向けて、全教職員が一丸となって向き合い、それぞれの役割を全うすること、特定の教職員の抱え込みを防ぐために、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性を基盤として心理的安全性の高い環境を構築することを基本にして「いじめ防止委員会」の機能化を図っていく。

## (6) 地域や家庭との連携

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭及び地域が連携した対策を推進する。また、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあれば、直ぐに連絡できるよう、より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を作っていく。

## (7) 関係機関との連携

対象児童の安全確保や心のケアを迅速に行うために、また、いじめを行った児童の指導の効果を上げるために、必要に応じて警察や医療機関、児童相談所、法務局等の関係機関と連携を行って取り組む。

## 4 体制整備

児童の尊厳が守られ、いじめ防止について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にし、いじめの未然防止、早期発見、いじめ見逃しゼロ、いじめに対する措置の体制整備及び取組について企画立案し、いじめの解消を図るため、校内に「いじめ防止委員会」を設置し、組織的に対応する。

## 5 いじめ防止等に係る具体的な対応

### (1) いじめの未然防止

- ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめについて正しく理解させるとともに、ソーシャルスキル・トレーニング等を通じて、他者と円滑に関わる能力を育成する。
- ウ いじめの事実を家族や教職員・相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

### (2) 児童の主体的な活動の支援

- ア 学級活動や児童会委員会の中で、「いじめゼロ」をめざした学校内の課題に対して話し合いをし、課題の解決やよりよい学級や学校にしていくための取組を行う等の活動を通して、児童が主体的に活動できるよう支援する。
- イ 異学年で構成する縦割り班での活動を通して、みんなと協力する、楽しく過ごす経験を積み、他者を大切にする心や態度を育てる。

### (3) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等の連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者等への啓発及び広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

### (4) いじめ未然防止に関わる年間計画

- ア いじめ防止委員会 月1回
- イ 児童・保護者アンケート及び児童面談 年3回(6月・9月・12月)
- ウ いじめ防止に関わる教職員の校内研修 年1回(8月)
- エ 児童会における縦割り班遊びの計画・実施 年4回

### (5) 関係諸機関との連携及び相談・通報

- ア 心理カウンセラーや福祉の専門家・医師・弁護士等の外部専門家を招聘する。
- イ 犯罪行為として扱われるべきと認められる場合は、市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会の指導のもと、警察に相談・通報する。

## 6 重大事態発生時の対応

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要な場合や、児童が自殺を企図し場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患発症した場合、いじめにより相当の期間欠席している場合など重大事態が含まれる。これらの重大事態については、いじめ防止委員会を中心とする「プロジェクトチーム」を速やかに設置し、事態に対処するとともに、東広島市教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行いながら事実関係を明確にし、再発防止に役立てるとともに、その結果を東広島市教育委員会に報告する。